

玉川村移住コーディネーター募集要項

玉川村では、移住者のトータルサポート窓口として「たまかわくらしサポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、「たまかわくらし」に係る情報収集・発信、相談対応、イベント等による、関係人口創出・拡大及び本村への移住・定住を積極的に促進するため、移住コーディネーターを募集します。

1 職 種

移住コーディネーター（会計年度任用職員）

2 募集人員

1名

3 勤務場所

たまかわくらしサポートセンター（すがまプラザ交流センター内）

4 業務内容

本村への移住・定住を促進するため、センターにおいて本村のPRや移住を検討する方の相談対応など、次に掲げる業務を行っていただきます。

- ・移住定住に資する情報の発信や移住希望者に対する相談対応に関すること。
- ・たまかわくらし体験住宅のフォローアップに関すること。
- ・都市部で開催される移住フェア等に参加しての村のPRや移住相談に関すること。
- ・移住体験ツアーや移住者交流会、移住者間のネットワーク作りの企画運営に関すること。
- ・移住・定住のための空き家の利活用や空き家バンクの登録促進に関すること。
- ・その他移住・定住施策の推進に関すること。

5 応募資格

応募資格は、次の要件を全て満たす方とします。

- ・本村への移住・定住の促進や地域の活性化に意欲と情熱があること。
- ・普通自動車運転免許を有し、日常的に利用していること。（AT限定可）
- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができること。

6 必要な経験等

- ・パソコンの基本操作ができること。（ワード、エクセル、パワーポイント等）
※ワードによる文書作成、エクセルによる表作成、パワーポイントによるプレゼンテーション資料作成等の業務ができること。
- ・本村の実情に明るく、移住者の視点で相談対応や情報提供をすることができること。
- ・過去に相談業務の経験があることが望ましい。

7 任用期間

任用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

ただし、勤務実績に基づく能力実証により、再度の任用の有無を決定します。

本募集による任用は、当事業に係る令和7年度当初予算が成立した場合に実施します。このため、最終合格した場合でも、予算の状況により任用しない場合があります。

8 勤務条件等

○勤務時間

平日の午前8時30分から午後4時まで

(休憩時間1時間を除き、1日7時間 勤務)

○休 日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

○報 酬 月額9,204円

○費用弁償 自動車等の場合は使用距離区分に応じた支給します。

○賞 与 年2回（6月、12月）

○休 暇 年次休暇、病気休暇、夏季休暇、忌引休暇等

○保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険

9 募集期間

令和7年3月3日（月）以降 随時

※随時募集し、随時選考を進めますので、採用者が決定した場合は、その時点で募集を終了します。

（受付は、平日の午前8時30分から午後5時まで）

10 申込方法等

次の書類をそろえて、下記申込先に持参してください。

(1)応募用紙 玉川村所定の様式を使用してください。(玉川村役場2階企画政策課及びすがまプラザ交流センター内須釜行政センターに備え付けています。また、村ホームページからも取得できます。)

(2)住民票（抄本）の写し

※世帯主名・続柄省略、本籍地・筆頭者省略、提出日の3か月以内に発行されたもの。

【申込先】 〒963-6392 石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

玉川村企画政策課（本庁舎2階）窓口へ持参してください。

【玉川村ホームページ】 <https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>

11 選考試験の方法

提出された書類及び面接試験により、随時採用者を決定します。

12 その他

提出された書類は、採用、不採用にかかわらず、返却しません。

また、提出書類に記載されている個人情報、この選考試験及び採用手続以外の目的に利用することはありません。

【問合せ先】

玉川村企画政策課 地域創生係

電話 0247-57-4628